地方独立行政法人広島県立病院機構役員報酬等規程

令和７年４月１日
法人規程第 18 号

（目的）

第１条　この規程は、地方独立行政法人広島県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役員の報酬）

第２条　役員の報酬は、常勤の役員については、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当及び通勤手当とする。ただし、地方独立行政法人広島県立病院機構給与規程（令和７年法人規程第 28 号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）を兼務する役員には、役員の報酬は支給しない。

（報酬の支給日）

第３条　報酬の支給日は、職員の例による。

（給料）

第４条　常勤の役員の給料の月額は、別表のとおりとし、次の各号に掲げる号俸に応じた額とする。

(1)　理事長　７号俸

(2)　副理事長　６号俸

(3)　理事　１号俸。ただし、理事長は、当該理事の職務に応じて、２号俸から５号俸の間で定めることができる。

（地域手当等）

第５条　地域手当及び通勤手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、職員の例による。

（期末手当）

第６条　期末手当は、３月１日、６月１日及び 12 月１日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ３月 15 日、６月 30 日及び 12 月 10 日（こ

れらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその直近の金曜日。)に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、又は死亡した者についても、同様とする。

２　期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びにその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、次の各号に掲げる区分に従い、期末手当基準日以前３か月以内（期末手当基準日が 12 月１日であるときは、６か月以内)の期間におけるその者の在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1)　３月１日に係る期末手当　次に掲げる割合を乗じて得た額

ア　在職期間が３か月の場合　100 分の 35

イ　在職期間が２か月 15 日以上３か月未満の場合　100 分の 28

ウ　在職期間が１か月 15 日以上２か月 15 日未満の場合　100 分の 21

エ　在職期間が１か月 15 日未満の場合　100 分の 10.5

(2)　６月１日に係る期末手当　次に掲げる割合を乗じて得た額

ア　在職期間が３か月の場合　100 分の 215

イ　在職期間が２か月 15 日以上３か月未満の場合　100 分の 172

ウ　在職期間が１か月 15 日以上２か月 15 日未満の場合　100 分の 129

エ　在職期間が１か月 15 日未満の場合　100 分の 64.5

(3)　12 月１日に係る期末手当　次に掲げる割合を乗じて得た額

ア　在職期間が６か月の場合　100 分の 215

イ　在職期間が５か月以上６か月未満の場合　100 分の 172

ウ　在職期間が３か月以上５か月未満の場合　100 分の 129

エ　在職期間が３か月未満の場合　100 分の 64.5

３　前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

４　第２項の期末手当に係る在職期間には、法人職員または広島県職員が退職し、その退職の日の翌日から役員となった場合におけるその者の法人職員としての在職期間を含むものとする。

５　期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関しては、職員の期末手当の例による。

（広島県退職者の報酬の特例）

第７条　広島県の退職者で、広島県からこの規程による年額報酬を下回る報酬額の決定を行うよう要請があった常勤の役員に対しては、第２条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定による年額報酬を超えない範囲内で、広島県の要請による報酬額を支給する。

（非常勤役員手当）

第８条　非常勤役員手当の額は、日額 39,200 円とする。

２　前項に定める額のほか、勤務実態等を考慮して特に必要があるときは、理事長が別に定めることができる。

（非常勤役員の通勤手当）

第９条　非常勤役員の通勤手当は費用弁償とし、その支給額は、地方独立行政法人広島県立病院機構職員旅費規程（令和７年法人規程第 32 号）の例による。

（日割計算）

第 10 条　新たに常勤の役員となった者には、その日から給料及び地域手当（この条において「給料等」という。）を支給する。

２　常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの給料等を支給する。

３　常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの給料等を支給する。

４　第１項及び第２項の規定により給料等を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

（給与の支払方法）

第 11 条　役員の給与は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）

第 12 条　この規程により計算した金額に、１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第 13 条　役員の報酬の支給に関しこの規程に定めがない事項については、理事長が別に定めるほか、職員の例によるものとする。

（退職手当）

第 14 条　役員の退職手当については、支給しないものとする。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和８年２月４日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2　この規程による改正前の規程に基づいて支給された給与等は、この規程による内払とみなす。

（実施規定）

3　この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

【別表】

号俸	給料の額（月額）
1	736,000 円
2	794,000 円
3	852,000 円
4	933,000 円
5	1,006,000 円
6	1,078,000 円
7	1,153,000 円